

◎開議の宣告

○石山米男 議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員から随時監査報告書並びに例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

---

◎報告第21号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第1、報告第21号専決処分の報告について報告を求めます。福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議題となりました報告第21号専決処分の報告について、ご説明いたします。

臨時会議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会にご報告するものでございます。

内容であります、2ページをごらんいただきたいと思います。

事故の発生日時は、平成21年9月11日の午後3時30分ごろ。発生場所は、横手市十文字町字西上24番地の1、十字の里駐車場でありまして、被害者は記載のとおりでございます。事故概要であります、福祉環境部地域包括支援センター職員が、ひとり暮らし高齢者宅を訪問を終えまして、左前方に発進したところ、左後方から来た自転車に接触し、被害者の自転車を破損させたというものでございます。損害賠償額は6,000円でありまして、全額を保険で対応するものであります。

改めましておわび申し上げ、ご報告とさせていただきます。

○石山米男 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（堀田賢逸議員） ただいま、この報告を受けましたけれども、十字の里、要するに十文字の図書館の場所でないかと思えますけれども。十字の里というのは、図書館、文化センターのことですよ、場所。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 議員からご指摘のとおり、十文字にあります図書館、十字の里、その駐車場が場所でございます。

○石山米男 議長 14番堀田議員。

○14番（堀田賢逸議員） そうすれば、駐車場、この文章だけからいけば、ただ左前方に発進したということで、自転車がどちらのほうから来たかちょっとわかりづらいと。道路に出るところであれば、ちょっと見づらいということはわかりますけれども、駐車場で左のほうに出て、後ろから自転車が来たとなれば、文化センターの駐車場のほうから自転車が来たのかなという感じがするもの、どうもぶつ

かる必要がないのではないかと、自分はそう思うんですよ。ぶつかったのは不自然だと思うわけです。そこら辺、ちょっと説明をお願いします。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 十字の里の駐車場でございますが、市道と接している場所でございます、ちょうど市道と接する場所のところへ、道路に面する形で駐車しておったようでございます。たまたまその方は図書館方向から来た模様でございます、幅の広い、結構駐車場は奥行きがございますので、市道へ出る際に、その後方の確認が、あるいはタイムラグがあったとか、そういった関係で、なかなか後方の自転車についての確認がとれていなかったというふうな状況でございました。

以上でございます。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第21号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第22号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第2、報告第22号専決処分の報告について報告を求めます。山内区長。

○大和正治郎 山内区長 ただいま議題となりました報告第22号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の規定によりまして、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

その内容について申し上げます。4ページをお願いします。

事故の発生日時は、平成21年9月21日、午後3時40分ごろ。場所は、横手市山内土淵字二瀬8番地1の山内公民館敷地内であります。被害者は記載のとおりでございます。事故の概要であります、山内地域局地域振興課職員がマイクロバスで送迎中、駐車場から県道に出るため左折しようとした際、公用車右後方が駐車していた被害者の車両に接触し破損させたものであります。損害賠償額は2万7,300円であります。事故における過失割合は、市が100%であります。損害賠償額につきましては、全額、市が加入しております全国市有物件災害共済会の対物賠償保険金で対応するものであります。

その後の経過であります、地域振興課長より当事者に、安全運転の徹底を常に心がけておくよう厳重注意しておりますし、また課長名で庁内職員へ、いま一度交通安全及び緊張感を持って運転するようメールを呼びかけております。

改めておわび申し上げまして報告するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○石山米男 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第22号の報告を終わります。

---

◎報告第23号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第3、報告第23号専決処分の報告について報告を求めます。増田町区長。

○高橋誠 増田町区長 報告第23号専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。

6ページの専決処分書をごらんください。

本案は車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することにつきまして、専決処分をしたので、報告するものでございます。

内容でございますが、事故の発生日時は、平成21年10月6日、午後2時30分ごろでございます。事故の発生場所は、横手市増田町熊淵字大和沢52番地2先でございます。被害者の方につきましては、記載のとおりでございます。事故の概要でございますけれども、増田地域局地域維持課の非常勤職員がロータリー車によりまして、草刈り装置を取りつけまして、路肩の草刈り作業中に小石を飛散させまして、対行してきた軽車両のフロントガラスを破損させたというものでございます。損害賠償額は5万5,335円でございます。全額保険で対処するというふうになっております。

まことに申しわけございません。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第23号の報告を終わります。

---

◎報告第24号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第4、報告第24号平成20年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について報告を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 報告第24号平成20年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について、ご説明申し上げます。

平成19年度から平成20年度までの大森小学校統合事業について継続費を設定しておりましたが、事業が完了したことから、地方自治法施行令の規定に基づきまして、本議会にご報告申し上げようとするものであります。

大森小学校統合事業につきましては、大森統合小学校を整備するため、普通教室6教室の増築工事と

屋内体育館の改築工事を実施いたしました。

8ページの表をごらんいただきたいと思います。その合計欄でございます。

この統合事業のうち、国庫負担金事業として実施しました教室棟増築工事につきまして、平成19年度と平成20年度に2億1,010万9,000円の計画額に対しまして、事業実績が1億7,841万7,050円となったものでございます。この事業につきましては、合併特例債を充当しておりまして、一般財源の支出が抑えられているということになっております。

以上、よろしく申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第24号の報告を終わります。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第5、同意1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました同意第1号教育委員会委員の任命についてでございますが、次に申し上げる者を任命いたしたく、議会の同意を求めようとするものでございます。

お名前は高橋準一氏、横手市安田字八王寺にお住まい、昭和19年2月2日お生まれの方でございます。現在、教育長として勤務、仕事をいただいている方でございます。よろしくお願ひいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第1号を起立により採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起

立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、同意第1号はこれに同意することに決定いたしました。

---

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第6、承認第11号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第11号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 本案は平成21年度横手市一般会計補正予算（第7号）につきまして、平成21年10月1日付で地方自治法の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、本議会に報告し、承認をお願いしようとするものでございます。

補正の内容ですが、1ページのほうをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6,300万円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ503億1,260万8,000円に定めたものでございます。

内容であります。6ページのほうをお願いします。

6ページ、4款衛生費、1項8目環境衛生費で、浄化槽設置整備事業として1,300万円を計上しております。これは個人で合併浄化槽を設置する場合の補助金でありまして、7人槽と5人槽を合わせまして120基分を当初予算で計上しておりましたが、住宅リフォーム補助金の関係などで補助申請件数が大きく伸びておりまして、30基分を補正して、合計150基分としたものでございます。

次に、8款土木費でございます。5項1目の建築住宅総務費に住宅リフォーム補助事業として5,000万円を計上しております。9月補正予算で、個人の住宅リフォームに対しまして、5,000万円を予算化して、補正後の予算額を1億円としておりましたが、補助申請件数が多く、9月末で予算の1億円では不足が見込まれる状態になりましたので、新たに5,000万円を補正いたしまして、専決補正後の補助金の総額を1億5,000万円にしております。

一方、歳入のほうですが、4ページのほうをお願いします。

14款国庫支出金、15款県支出金には、浄化槽設置整備事業補助金として399万円を計上いたしまして、一般財源として財調から繰入金5,502万円を計上いたしまして収支の均衡を図ってございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） このリフォーム事業についてでありますけれども、今、市長も、それから我々も選挙をしたばかりでありますけれども、そういう部分の中で、非常にこれは有効な策だったなという形の中で、私はそれこそ市中の評価をそういうふうに使っています。

そういう中で、3点をお聞きいたします。

この経済波及効果、要するに3,000万円、2,000万円、5,000万円、5,000万円、1億5,000万円をつぎ込んでいるわけでありまして、15%の補助率であります。そういう中で、現在どれぐらいを見ておられるか。そして中身について、私は雇用対策に重点を、重しを置きたいという形の中で、要するに材料費よりも人夫賃、そういうほうにいくらでも回ってもらえればなという思いの中で提案をさせていただいた思いがありますけれども、その部分の分析をちょっとお願いしたい。

それから、2点目でありますけれども、この事業がやっと1千二、三百万円、聞くとところによると、それしか残っていないと。方向性の中で、これで尽きてしまうのかどうか、そこの方向性を伺いたい。

それから、3点目でありますけれども、事業の中身を聞くと、1,000万円を超えるような大きな事業もやられておると。そういう中で、固定資産税の扱いとして、どういう形。一方では補助をしながら、固定資産税として、ここの部分をしっかりと掌握してかけていくのかどうか、そこの方向性も、この機会に伺いたい。

以上3点、お願いします。

○石山米男 議長 はい、答弁。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 なかなか答えにくい質問もいただいておりますので、答えられる範囲で、お答えを申し上げたいと思います。

きのう現在、11月10日現在ですが、510件ほどの申請を受け付けをいたしております。補助金の額にいたしますと、1,360万円余りということで、今1億5,000万円の予算現額あるわけですが、残としては1,100万円余りというところまでは浸透しているといえますか、大分使っていただいております。

お尋ねがありました経済効果の関係でありますけれども、人件費の割合というのは、なかなかそこまでは現在、まだ分析は至っておりません。ただ、これはちょっと古くなりますが、10月30日現在のデータでありますけれども、補助決定額が1億3,000万円ぐらいに達しまして、工事費総額、これ人件費も含まれるわけですが、約11億円ということで、材料費も含めて、人件費も含めて、相当の効果があるというふうには、トータルでは分析をいたしております。

その10月30日現在で、475件の申請でありますけれども、内訳を見ますと、延べでいきますと475業者ということになりますけれども、実際の業者数につきましては220社プラス、多分、下請ですとか、協力事業所ということで、掛ける2とか掛ける3ぐらいにはなるだろうと思うんですが、いずれその申請書に添付になっております見積書を提出した、あるいは施工した代表業者といえますか、というのは

220社でありますので、1社当たり平均いたしますと2件強の施工を行っている。多いところは十数件ということで施工をされているようであります。そういうことで、11億円ぐらいの総事業費になっておりますので、そのうち人件費割合がどの程度かというのは、ちょっと承知していませんが、そこら辺から18番議員さん、判断をしていただければありがたいかなというふうに思います。

それから、2点目の今後の方向性につきましては、今後というのは多分、平成22年度、新年度を見据えてということも含めておられるだろうと思うんですが、いずれ先ほど申し上げました、きのう現在でもう1,100万円ちょっとしか残金がございますので、まだ内部で具体的な、今年度も含めて、新年度も含めて具体的な協議はいたしておりませんが、いずれ近々に相談をして方向性を定めたい、定めていきたいというふうに考えております。その際には、議会の皆様方からもご理解、ご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

固定資産税の関係については、以上でございます。

○石山米男 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 固定資産税の関係についてお答え申し上げます。

固定資産税については、まず一つの目安としまして、建築確認が必要な工事なのかということが、一つの目安になるのかなと思います。それで、家屋として認定されるには、土台、外壁、屋根、これが基本だと思います。ただ、必要のない流しの修繕とか、そういう関係の修繕については、固定資産税は変化がないものと判断しております。いずれにしましても、確認申請等を見まして、現場に行って判断したいと、そう思います。

○石山米男 議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） ありがとうございます。

建設部長に、私が判断をするということでしたけれども、私も判断しますけれども、そのこの思いの中で、これは経済対策であると同時に雇用対策であると、確かにね、そう思うんです。でも、この11億円の中に、建設部長、もう少しこれ増えると思うんですけれども、そのこの部分の中に、物に行ってしまうと、ここの横手という地域からほかに行ってしまうんですね、お金が。私は、ここの地域の中で回すところこそが本当の経済対策であり、雇用対策だという思いがあるんで、ここあたりをしっかりと分析をしていただいて。

今の50万円以上の工事になっていますね。私はこれはもっと下げるべきだという思いを前から申し上げてきたところでもありますけれども、そのこの部分を下げれば、私は正直言うと、人件費のほうのウエイトが増えてくると。雇用対策に絶対なるという思いでいますんで、ここを管内で、どうか分析をしていただいて、その50万円以上の工事という部分の中で、その50万円が本当に妥当かどうか、この部分をしっかりと考えていただきたいということを申し上げておきたいと思います。まず、この考えについて、部長、何かお考えがありましたら。

○石山米男 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 どちらが正しくて、どちらが間違いというようなことではないと思います。いずれ、ある一定のところで基準を設けて、これ以上、ここをラインとしましょうということはご理解いただけるとと思いますけれども。

実際に、500件余りの今、申請の中身を見てみますと、1,000万円を超える、本当のリフォームというよりも改築に相当するぐらいのお金を投じてやられている方もたくさんおられます。また、一方では、100万円前後のところやられている方も、またおられるわけですが、事業費として50万円という一定の基準を設けましたのは、やはり住宅のリフォームという視点からいきますと、大きいのは外壁ですとか屋根ですとか、あるいは水回り等々が大部分を占めますけれども、そういう視点から見ますと、50万円という金額は、決して大きな額ではないというふうな判断を、実はしたところでございます。考え方としては、30万円ですとかというような考え方も、もちろんあるわけでしょうけれども、一定の居住性を高める、あるいはバリアフリーの施工を行うとか、そういう住家について一定の手を加えるのであれば、少なくとも50万円以上はかかるのではないかなというふうな、そういうふうな判断で、50万円という一定のラインを引かせてもらいました。そういうことでいっておりますので。

またさまざまアンケートも行ってございまして、自由記載なんかを見てみますと、非常にありがたいという、そういうお答えが多くて、今ほど議員さんが申されたように、もっと額が50万円ではなくて、もっと少なくてもいいのではないかなというふうな意見は、今のところは皆無であります。要望といいますか、意見としては、4月、年度の頭にさかのぼって交付あるいは対象にしてほしかったというのは意見として、要望としてはありました。それから、来年度、平成22年度もぜひ継続してほしいと、そういう要望、要請はいただいておりますけれども、50万円という事業費について、もっと下げてほしいというふうな、下げたほうがいいのかというふうなアンケートでの要望というのはいただいておりますので、妥当なラインかなというふうな考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○石山米男 議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） 何かしつこいように申しわけないですけども、初めてです。

十分に理解をしております。そういう形の中では、前の委員会の中でも言わせてもらっているんですけども、ただ、こういうことも、やはり覚えておく必要はあるのではないかと。今、声を聞いてみると、アンケートには出ないかもしれないけれども、太陽光発電も含めて、補助金の形でお金がお金を生むような形にしかなくていいのではないかな。要するに考えてみれば、お金のある人しか補助金のやるような事業をやれないのではないかな。今回もですよ、50万円のお金がなければやれないですね。だから言ったとおりに、それを下げてやることによって、少なくとも、この補助というものが市民の中に、今220件でありますけれども、400件、500件、600件、そういう形の中で使ってもらえると。そこでは、ある意味、補助金での公平性が図れるのではないかなということが1点であります。

それから、もう1点は、やはりさっき言った理由で、経済対策と同時にやはり雇用対策、両方追わなければいけない環境の中では、やはりこれは下げるべきだと。下げれば正直、資材よりも雇用のほうに、



逆に賃金のほうに、あるいはそのさまざまな賃金の形の中で、これはいけると。そういう思いを私は強くしています。だから理解をしながらも、今、強く要望をして質問を終わりたいと思います。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第11号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第11号は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第7、承認第12号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第12号について、ご説明申し上げます。

平成21年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について、10月1日付で専決処分いたしましたので、本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

1ページでございますが、補正の内容でございますが、歳入歳出にそれぞれ800万円を追加いたしまして、補正後の額をそれぞれ7,589万3,000円とするものでございます。

地方債の補正でございます。4ページをお開きください。

起債の目的、特定地域生活排水処理施設事業、限度額を450万円増額いたしまして、1,690万円とするものでございまして、その他の内容に変更はございません。

次に、歳出からご説明申し上げますので、8ページをお開き願いたいと思います。

今回、補正をお願いするのは、雄物川地域と平鹿地域に展開しております市町村設置型の浄化槽の整備事業についてでございます。この関係も、先ほどの補正と同様でございます。市の経済危機対策事業の中の住宅リフォーム補助活用による浄化槽設置申請者の増加に対応するため、補正するものでご

ざいまして、当初の30基から10基増設いたしまして40基の内容となっております。

歳出の補正として2款1項1目を800万円増額いたしまして、補正後の額を3,776万6,000円とするものでございます。

次に歳入でございますが、7ページでございます。

分担金、これは受益者分担金でございますが、1項1目分担金90万円を追加いたしまして、補正後の額を417万6,000円。

続きまして、3款1項1目の国庫補助金、これを260万円追加いたしまして、補正後の額を1,723万円。

それから、市債の関係でございますが、7款1項1目下水道債450万円追加いたしまして、補正後の額を1,690万円としたものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第12号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第12号は承認することに決定いたしました。

---

### ◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第8、承認第13号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第13号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第13号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 本案は平成21年度横手市一般会計補正予算（第8号）につきまして、平成21年10月27日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いしようとするものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、総額にそれぞれ1億4,986万3,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ504億6,247万1,000円に定めたものでございます。

内容でございますが、6ページのほうをお願いします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費で、新型インフルエンザワクチン接種事業として1億4,986万3,000円を計上しております。これは、新型インフルエンザワクチン接種に要する費用の一部につきまして助成しようとするものでございます。医療従事者を除きました横手市の優先接種者は約4万7,680人と見込んでおります。そのうち、生活保護世帯並びに市民税非課税世帯につきましては、ワクチン2回の接種費用を全額助成、そのほかの優先接種者につきましては、ワクチン接種1回につき1,000円を補助しようとするものでございます。ちなみに、料金でございますが、1回目が3,600円、2回目が2,550円、合計6,150円となります。ワクチンの予約接種は10月下旬から始まっておりまして、接種につきましては、妊婦と基礎疾患を有する方は11月16日から開始される予定でございます。

一方、歳入でございますが、4ページのほうをお願いいたします。

15款県支出金には、新型インフルエンザワクチン接種事業補助金として5,937万9,000円を計上しておりまして、一般財源として繰越金9,048万4,000円を計上しまして、収支の均衡を図ってございます。

よろしくお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。25番佐藤議員。

○25番(佐藤功議員) ちょっとお伺いしますけれども、基礎疾患を持っている方はわかりますけれども、医療従事者の中には、必ずしもインフルエンザの患者さんに接触しなくともいい、あるいは接触しない部署があると思います。例えば、総務だとか。病院だからということではなくて。なぜこんなことを話するかというと、乳幼児なり、十分に行き渡るのかどうなのか、そこがちょっと心配なんで、そこら辺のところをもう少し具体的に、対象人数と関係をご説明を願いたい、こういうように思います。

○石山米男 議長 福祉環境部長。

○奥清治 福祉環境部長 医療従事者がどの程度、人数おられるのか把握してございません。はっきりしたことはわかりません。今、財務部長がご説明しましたのは、妊婦以下、高校生以下の少年ですとか、幼児ですとか、そういった方たち、あるいは基礎疾患を有している方たち、合わせまして4万7,680人、こういう人数を見込んでおるわけです。今のご質問の医療従事者の中に、例えば窓口業務ですとか、総務担当だとか、医療機関の中で直接患者さんと接しない方もおられるかと思いますが、そういう方がどの程度いるのかということは、大変申しわけないんですが、こちらのほうでは把握してございません。

○石山米男 議長 25番。

○25番(佐藤功議員) 今問題なのは、乳幼児から四、五歳児、脳症の問題があります。したがって、この何というかな、若年齢といいますか、こういう方々にできるだけ多く配付するためには、きちんとした対応がなければ、おおまかにこうですというわけには、これを承認するわけにはいかないんですね。だからそこら辺をどういうふうに分し、そこには対象者がどのぐらいいて、どういうふうにするかということをきちんと決めてもらわないと、私はまずいと。今、脳症が起きていないからいいですよ。だ

けれども、これからどんどん、今ピークに向かって患者さんが増えているというもんだから、特に脳症にかかわる問題等を含めて、もう少し精密にやってもらわないとうまくないというようなことでお伺いしますので、もう少し対応をきちんとしていただきたい。

○石山米男 議長 福祉環境部長。

○奥清治 福祉環境部長 優先接種者の4万7,680人の内訳でございますけれども、妊婦さんが441人、これの接種時期が11月16日からということで、国内産ワクチンを接種する予定であります。これは10月26日から受け付けが始まりまして、11月4日の間に受け付けをした方につきまして、それぞれの医療機関で県のほうにワクチンの申請をしまして、このワクチンを11月16日から接種しよう、そういうものがあります。

それから、1歳から6歳につきましては、4,378人、この人たちにつきましては、同じく国内産ワクチンであります。12月中旬からということで指示されておるところでございます。

それから、基礎疾患を有する方につきましては、およそ7,202人であろうということで、これは県のほうで見込みを立てたものでありますけれども、やはり11月16日から12月初旬にかけて、国内産のワクチンを接種しようというものであります。

それから、小学校1年生から3年生でありますけれども、2,457人、これにつきましても国内産ワクチンを12月中旬から接種したいというものであります。

それから、1歳未満児の保護者の方につきましても、優先接種者ということで見込んでおりますが、1,741人、これは1月初旬からということであります。同じく国内産ワクチンであります。

それから、その他といたしまして、現段階ですが、小学校4年生から6年生まで2,630人、これも国内産ワクチンで1月中旬からということであります。

中学生につきましては、2,811人、これも1月中旬からということでありますが、現在のところ、輸入ワクチンであれば可能ということであります。

それから、高校生が2,740人、これも1月中旬からということで、やはり輸入ワクチンであれば接種が可能ということであります。

それから、健康な65歳以上の高齢の方でありますけれども、2万3,280人というふうに見込んでございます。これにつきましても、1月中旬からということで、輸入ワクチンであれば接種が可能ということであります。

合わせまして4万7,680人、そういうような状況になってございます。

よろしく申し上げます。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。18番齋藤議員。

○18番（齋藤光司議員） まずこのワクチンもなんですけれども、学級閉鎖から何から、学校でも大変なことが起きていると、そういう部分の中で、新聞報道しか頼るところがなく、現在、横手市の状況の中で、今まで何人かかって、その方々が皆完治されているのかどうか。そして、その人たちが、あと

免疫を持って、ワクチンも何も要らないのかどうか。このまず新型インフルエンザについての市で出す情報が徹底的に不足していますもんね、まずそこをどう考えておられるか。

ということは、一例があつて、高校生なんですけれども、学校からもらつてきて、その例えぼうちの地域というのは63軒の地域なんです。あその家でかかったぞとなつたときに、回覧も持っていかないし、なるべく避ける、その家の人も出ない。だから、前から、この間の一般質問から言つていたんですけれども、そういうときにどうするんだという、やはりマニュアルが必要だろうと。学校はやつていたんですけれどもね、ある程度。やつていて、それに伴つて、学級閉鎖なり何なりやつていらつしゃると思ひますけれども、地域に起きたとき、予防注射だつて、そう簡単に今、できるわけでもない。その徹底的なこの情報、それからマニュアル、それをどう考えておられるかということをまずお聞きしたいと。

それから、もう1点でありますけれども、どうもこの新型インフルエンザというのは、若い子供たちが急激に肺炎の症状を伴つてという、そういう報道がなされておると。でも、もう一つは、やはり在来型のインフルエンザもあるわけですよ。その部分と、両方ある程度周知をして、片方もワクチン接種はあるわけですよ、今までどおりに。その部分と、どういう形で市としては補助するし、どういう形で予防注射をしていけばいいのかの部分を含めて、まずそこを具体的に教えてもらいたいと。そして、その支出をどうするか、そのところについても教えていただきたい。ちょっと多岐にわたりますけれども、よろしくお願ひします。

○石山米男 議長 福祉環境部長。

○奥清治 福祉環境部長 新型インフルエンザの対応につきましては、4月の発生以来、いち早く対策本部を立ち上げまして、対策に取り組んできたわけなんですけれども、PR、それからマニュアル等につきましては、適宜、全戸配布をしながら周知に努めてきたところであります。例えば、これが最近の10月28日付の発行であります、新型インフルエンザ接種が始まりますということで、それぞれの医療機関ですとか、あるいはどういった方が接種の対象になるとか、いつからなのかとか、そういうものをまず出しております。そのほかに予防策ですとか、あるいはかかつたときにはどうするのかということ、その都度、こういうような形で出して、PRには努めておるところであります。さらに、新型インフルエンザにかかつたかなと思つた場合の相談先ですとか、こういったものにつきましても、例えばこういったチラシの下の部分を切り取つて電話のところに張つておくとか、こういうようなこともちょっと考えたところがございますけれども、なかなか私のほうに入ってくる情報も、実は、なかなかタイムリーに入つてこないというような部分もありますが、適宜情報収集に努めて、状況に応じてPRに努めているところでございます。そういうようなことで、皆さんにはぜひこういった情報をよくごらんになっていただきたいと思つているところなんです。

それから、今の患者の状況なんですけれども、実は4月、5月のころであれば、1人、2人が発生したという、大変大騒ぎになつたものですが、今こういうように蔓延期、拡大期に入つていて、10月27

日までですけれども、それまでは医療機関から県のほうに報告という形で人数が把握できておったんですが、それ以降は医療機関からの報告を求めないということで、現在どれぐらいの患者さんが横手におられるのかということは、実はわかっておりません。ただ、こちらのほうで、保育所ですとか小学校ですとか、中学校ですとか、そういうところについては情報収集しながら、どれぐらいの患者さんがいるのかということを経営に努めております。

ちなみに、最近の数字では、11月5日の段階ですけれども、発熱症状がある人数ですけれども、保育所等で43人、11月5日の前の週ですけれども、87人ということで、87人から43人に減少していると。小学校ではやはり64人から51人に減少していると、こういうことでもあります。中学校はやはり同じように38人から15人に減少ということで、トータルしますと、11月5日の週では109人、それがその前の週では189人ということで、減少しておるんですが、これが減少傾向にあるかということまではちょっとわからないわけで、増えたり減ったりしながら推移しているようでもあります。

いずれ、かかりましたら、これもいろいろ報道されているわけなんですけれども、やはりほかの方と接触しないということが、まず第一でありますし、聞くところによりますと、報道等では一度かかればまず、ほぼ免疫ができるんじゃないかなというふうに言われていますが、ちょっとはっきりしたことは、大変申しわけないんですが、免疫に関してはその程度しか把握しておりません。

【「在来型については」と呼ぶ者あり】

○奥清治 福祉環境部長 在来型につきましては、例年、これまでと同じように1,000円の補助をいたしておりますので、よろしく願いいたします。ただ、その季節性のワクチンにつきましても、新型のワクチンの影響で、医療機関のほうで取り寄せても7割程度しか届かないというような状況にあるようです。

よろしく願いいたします。

○石山米男 議長 25番。

○25番(佐藤功議員) 確認しておきますけれども、先ほど4万7千幾らと言いましたよね。人口の約半分近い、4割強ぐらい、ワクチン確保できているということを確認してもいいですか。

○石山米男 議長 福祉環境部長。

○奥清治 福祉環境部長 とりあえずワクチンがそろっているのは、まず妊婦さんということで、12月中旬ですとか1月ですとか、そういった形でまずワクチンが確保されていくものと考えております。

○石山米男 議長 25番。

○25番(佐藤功議員) 確保されるものと考えていると言われても、市民は不安なわけですよ。だから、4万7千幾らをまず対象にして、それはそれで大変よかったなど。ただ、問題は、本当に薬が確保されているのかどうか。

それから、市長にお伺いしますけれども、補助金が、これが適正だというふうに認識されているのかどうか、そこをお聞きします。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ワクチンの供給量につきましては、先般の知事と市町村長との会議の中でも、各市町村長から強く要望がなされ、安定的な供給、必要な数の供給について、あるいは一部前倒しの方向も厚生労働省と検討するように強く要望をいたしているところでございます。検討に動き出しているように聞いております。

補助につきましては、私どもは他市の事例等々も参考にしながら、まず緊急的にやらなければいけないことでありますので、妥当と判断し、専決処分をさせていただいたということでございます。

○石山米男 議長 25番。

○25番(佐藤功議員) とりあえずということは、追加の補助が出るというふうな理解でよろしいですか。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 舌足らずでございました。その時点でそういう判断をしたということでございます。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第13号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第13号は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎認定第8号～認定第33号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第9、認定第8号平成20年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第34、認定第33号平成20年度横手市総合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの26件を一括議題といたします。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 認定第8号平成20年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてより、認定第33号平成20年度横手市総合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの26件につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、本議会の認定をお願いいたしたく、ご提案を申し上げます。

お配りいたしております平成20年度横手市歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思っております。

厚い冊子になったものでございます。お開きいただけますでしょうか。

概要版が行っていますね、恐れ入ります。

私からは、決算書の7ページからの総括表に沿って、平成20年度決算の全体的な概要を申し上げたいと思います。

平成20年度は、幸せな地域社会の実現を目指すとした行政経営理念に基づき、市民の視点に立った、元気な地域づくり事業や、安全・安心・住みよいまちづくり事業、活力ある地域づくりの推進のため、食と農からのまちづくり事業や、工業振興対策事業などを実施してまいりました。

本議会で認定をお願いしております平成20年度一般会計決算の内容について申し上げますと、一般会計歳入決算の収入済額は500億4,147万1,914円でございます。歳出の支出済額は485億4,315万2,252円で、差し引きいたしますと、14億9,831万9,662円の黒字決算となりました。この額から、繰越明許によって翌年度へ繰り越すべき一般財源3億374万6,000円、これは92ページに記載しているところでございますが、を差し引いた実質収支は11億9,457万3,662円となります。

特別会計におきましては、決算書7ページの国民健康保険特別会計から、10ページの館合財産区特別会計まで25特別会計について、歳入歳出同額か黒字決算となっております。

全26会計を合わせますと、歳入の収入済額が782億1,772万1,408円。歳出の支出済額が754億5,456万9,207円で、差し引き27億6,315万2,201円の黒字決算となっております。

次に、主要な財政指標から今市の財政状況について申し上げます。

この財政指標は、一般会計ほか土地区画整理事業特別会計、障害者支援施設特別会計など3特別会計から成る普通会計の決算に基づいて算出したものでございます。

財政構造の弾力性を示す指標として使われます経常収支比率は90.9%となっております、前年度の比率94.4%と比較して3.5%低下しております。これは、平成20年度の歳出で扶助費の支出額が前年比で約3億2,000万円増加したものの、人件費と公債費の歳出抑制効果があらわれ、4億3,000万円ほど義務的経費が減少したことや、普通交付税交付額が平成19年度交付額より7億4,000万円ほど増額となったことなどによるものと考えております。

また、財政健全化判断比率として報告いたしました実質公債費比率は18.7%となり、前年度の19.5%よりも0.8%低下いたしました。これは、合併前の市町村や広域市町村圏組合で実施した事業の起債残高のピークが平成17年度末でありましたが、平成18年度に策定した公債費負担適正化計画に基づき、事業の優先度を精査しながら、毎年の起債発行額を元金償還額以内に抑えてきたことによるものでございます。このため、普通会計の起債残高は平成17年度末の約646億円から平成20年度末では約576億円に10.8%減少してきております。

しかしながら、平成22年以降に計画されている小・中学校統合事業、ごみ処理施設統合事業、横手駅前まちづくり交付金事業など、大規模な事業が控えておりますので、引き続き行財政改革に取り組みながら、今後も慎重な財政運営を心がけてまいりたいと考えております。

市債の現在高でございますが、平成20年度末の普通会計ベースで576億3,741万8,000円、特別会計合



計では282億6,954万円で、企業会計を除く全会計では859億695万8,000円となっております。

実質公債費比率が起債の許可申請が必要となる18%を超過している現状から、今後とも事業の優先度を精査しながら、長期的に安定した財政運営が可能な範囲の起債発行に心がけてまいります。

次に、平成20年度末普通会計の基金残額につきましては、財政調整基金が31億8,507万2,000円、減債基金が6,559万5,000円、積み立て型のその他特定目的基金が14億4,419万9,000円となっております。しかしながら、予算編成におきましては、常に財政調整基金を取り崩しての編成となっておりますので、今後は、基金取り崩しに頼らない持続的で安定した財政運営を確立するため、人件費の削減を初めとする行財政集中改革プランの着実な実行と一層の事務事業の見直しを進めてまいりたいと考えております。

今後とも、限られた財源の中で、8地域の市民の皆様が必要とするサービスを確保しながら、農業を初めとする産業の振興による市民生活の向上と市民福祉の充実のために努力してまいりますので、議員の皆様を初め、市民の皆様のご協力とご理解をお願いするものでございます。

なお、平成20年度の一般会計並びに特別会計の決算につきましては、監査委員の審査をいただいております。決算審査に当たられました監査委員のご労苦に感謝申し上げますとともに、ご指摘のありましたように、長期的展望に立った健全で安定した行財政運営に心がけ、特に収入未済額の縮減では、引き続き徴収納付体制の強化対策を図るよう努力してまいります。

お手元に審査意見書が提出されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

また、決算関係資料、主要な施策の成果を説明する書類もあわせて提出しておりますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

最後に、本年1月に発覚した市職員による市税横領事件に関しましては、市民の皆様にご迷惑をおかけいたしました。心からおわび申し上げます。横領されました市税につきましては、今議会の決算書では、歳入決算額で未納扱いとなっております。これは、出納閉鎖時点において、横領された市税の税目や税額が確定していなかったためでございます。横領されました市税の賠償につきましては、9月1日付で監査委員の監査結果により、税目、税額等の横領額を確定していただきましたので、平成21年10月21日付で元職員に賠償命令を送達しております。また、10月6日付で横領額の追加判明分につきましては、追加監査請求を行っているところでございますし、刑事告発に向けて、引き続き警察と協議をしてまいります。元職員の弁償金による未納計上となっている市税等への補てん予算につきましては、今臨時議会で補正予算をお願いいたしておりますので、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上、ご説明申し上げますが、詳細につきましては会計管理者から説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○石山米男 議長 会計管理者。

○田口春久 会計管理者 平成20年度一般会計並びに国民健康保険特別会計ほか、合わせて26会計の決算につきまして、お手元の歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げます。

それでは、7ページ、総括表をお願いいたします。総括表の金額につきましては、1,000円未満を省略させていただきます。

一般会計歳入の収入済額でございますが、500億4,147万1,000円、前年度と比べますと11億1,201万4,000円の増加となっております。調定額に対します収入率は90.1%、不納欠損額5,425万8,000円を控除した収入未済額が54億2,462万6,000円となっております。

次に、歳出でございますが、支出済額が485億4,315万2,000円で、前年度と比べますと8億7,523万3,000円の増加となっております。予算現額に対します執行率は88.5%、翌年度繰越額51億6,859万9,000円、不用額が11億3,601万4,000円となっております。

次に、国民健康保険特別会計から、10ページの館合財産区特別会計までの25特別会計につきまして、合計額が決算書には記載されておりませんが、申し上げたいと思います。

収入済額の合計が281億7,624万9,000円で、簡易水道事業を除いた前年度決算と比べますと、102億5,315万1,000円の減少となっております。収入率は96.8%、不納欠損額が3,522万1,000円、収入未済額が9億595万2,000円でございます。支出済額の合計が269億1,141万6,000円、前年度と比べますと102億6,503万3,000円の減少でございます。執行率は96.3%でございます。この特別会計決算の減少の要因といたしましては、後期高齢者医療制度の施行による老人保健特別会計決算の減少によるものでございます。翌年度繰越額2億5,554万6,000円、不用額が7億6,914万1,000円となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

一般会計、特別会計の合計でございますが、収入済額が782億1,772万1,000円で、収入率92.4%となっております。不納欠損額8,948万円、収入未済額が63億3,057万8,000円でございます。支出済額の合計が754億5,456万9,000円、執行率91.1%となっております。翌年度繰越額54億2,414万5,000円、不用額が19億515万5,000円でございます。

それでは、会計ごとにご説明したいと思います。11ページ、一般会計の収入からご説明いたします。

1款市税は収入済額が90億2,522万4,621円、収入率が90.3%、不納欠損額が5,424万7,419円で、収入未済額が9億1,648万3,065円でございます。

市税の内訳を申し上げます。1項市民税の収入済額が37億5,794万8,462円で、収入率が93.9%、前年度と比べますと2,852万1,040円の減少となっております。これは個人市民税が前年度と比べますと6,914万9,120円の増額となっておりますが、法人市民税が9,767万円の減少となったことによるものでございます。

2項の固定資産税は43億8,472万2,148円で、収入率86.3%。

3項の軽自動車税が2億2,160万3,555円で、収入率91.4%でございます。

4項たばこ税が5億6,799万1,857円、収入率は100%でございます。

特別土地保有税は収入がございません。

6項の入湯税9,150万7,650円で、これも収入率100%でございます。

7項の都市計画税145万949円で、収入率15.2%でございます。

2款の地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは収入率が100%となっております。

なお、12ページの10款地方交付税でございますが、収入済額が197億3,503万4,000円で、前年度と比べますとプラス3.8%、7億1,752万3,000円の増加となっております。

12款の分担金及び負担金は収入済額が5億940万5,383円、収入率82.2%、収入未済額が1億1,049万1,339円でございます。

13款使用料及び手数料は、収入済額が6億2,969万9,111円、収入率は96.4%、不納欠損額が1万1,130円で、収入未済額が2,377万239円でございます。

14款国庫支出金でございます。収入済額が47億2,357万5,896円、収入率54.3%、収入未済額が39億7,014万円であります。これは平成21年度の継続費及び繰越明許費の財源となるものでございます。

15款県支出金、収入済額が33億8,694万2,941円、収入率が91.1%となっております。収入未済額が3億3,185万円でございます。こちらも同様でございます。

16款財産収入が、収入済額が1億6,860万1,029円、収入率99.9%、収入未済額が21万7,460円でございます。

17款寄附金、収入済額が866万7,600円で、前年度と比べますと586万7,600円の増加となっております。これには、平成20年度税制改正により導入されましたふるさと納税分が、366万7,600円が含まれてございます。

18款繰入金でございます。収入済額が15億5,186万5,922円、前年度と比べますと3億9,749万594円の減少となっております。

19款繰越金、収入済額が12億6,153万8,611円、前年度と比較しますと2億2,982万4,141円の増加となっております。

20款諸収入は収入済額が22億3,465万1,425円で、収入率96.9%、収入未済額が7,167万4,209円でございます。

21款市債、収入済額が46億8,460万円です。前年度と比較しますとプラス4.9%、2億1,710万円の増加となっております。

以上、合計の収入済額が500億4,147万1,914円、収入率90.1%でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。14ページをお開き願いたいと思います。

それでは、それぞれの支出済額と執行率、翌年度繰越額を申し上げます。

1款議会費です。支出済額が3億2,567万5,336円、執行率が99.1%となっております。

2款総務費、50億4,670万5,710円、執行率が70.6%、翌年度繰越額が18億9,023万7,000円でございます。

3款民生費、114億6,221万1,132円、執行率97.4%となっております。

4款衛生費、44億4,825万7,450円、執行率96.5%、翌年度繰越分が6,504万6,000円でございます。

5 款労働費、支出済額が 1 億3,915万6,312円、執行率88.7%、翌年度繰越分が563万3,000円でございます。

6 款農林水産業費28億4,860万4,356円、執行率94.1%、翌年度繰越額が8,484万2,000円でございます。

7 款商工費であります。支出済額が21億1,894万7,747円、執行率97.5%。

8 款土木費54億1,079万3,731円、執行率70.8%、翌年度繰越額が20億7,829万8,000円でございます。

9 款消防費、支出済額が17億4,658万8,137円、執行率が94.6%、翌年度繰越額が7,723万2,000円となっております。

10 款教育費です。44億2,399万9,662円、執行率80.7%、翌年度繰越額が 8 億5,106万9,000円でございます。

11 款災害復旧費9,059万3,794円、執行率80.5%、翌年度繰越額が920万円でございます。

12 款公債費、支出済額82億1,521万2,859円、執行率99.4%。

13 款諸支出金22億6,640万6,026円、執行率99.9%でございます。

14 款予備費でございますが、1,547万8,000円が各項目へ充当されておりまして、不用額が1,452万2,000円となっております。

次のページにまいりまして、歳出合計の支出済額でございます。485億4,315万2,252円、執行率88.5%となっております、翌年度への繰越額が51億6,859万9,000円でございます。

詳細につきましては、20ページから91ページまでの事項別明細書に記載のとおりでございます。

続きまして、92ページの一般会計のうち、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額500億4,147万2,000円、歳出総額が485億4,315万2,000円、歳入歳出差引額が14億9,832万円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源が 3 億374万6,000円、実質収支額が11億9,457万4,000円でございます。前年度と比べますと 1 億1,733万1,000円の増となっております。

次に、特別会計にまいります。特別会計につきましては、歳入歳出の合計額をご説明させていただきます。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。94ページの合計額をお願いいたします。収入済額が114億218万1,503円で、収入率が93.7%、不納欠損額が2,873万5,446円で、収入未済額が 7 億3,542万9,517円となっております。

次に歳出、96ページをお願いいたします。歳出の合計、支出済額でございます。109億8,744万1,622円、執行率は97.5%となっております。不用額が 2 億8,610万8,378円、歳入歳出差引残額が 4 億1,473万9,881円、実質収支額も同額でございます。

続きまして、108ページ、老人保健特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計でございます。11億3,916万9,069円、収入率99.9%、収入未済額が 7 万2,450円となっております。支出済額の合計でございますが、11億189万2,991円となっております。執行率が85.0%、不用額が 1 億9,431万3,009円でございます。歳入歳出差引残額が3,727万6,078円、実質収支額も同様でございます。

続きまして、114ページ、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が7億9,970万3,861円、収入率は99.4%、収入未済額が485万1,200円となっております。支出済額の合計が7億9,673万7,472円で、執行率は99.9%、不用額が79万9,528円となっております。歳入歳出差引残額が296万6,389円で、実質収支額も同様でございます。

続きまして、120ページでございます。介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計76億8,272万1,064円、収入率99.7%、不納欠損額が517万6,597円、収入未済額が1,801万2,767円でございます。

次に、123ページをお願いいたします。支出済額の合計でございますが、75億5,409万8,427円、執行率が98.7%、不用額が9,606万1,573円でございます。歳入歳出差引残額が1億2,862万2,637円で、実質収支額も同様でございます。

続きまして、136ページをお願いいたします。地域包括支援センター事業特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が2,065万9,976円、収入率100%でございます。支出済額の合計が1,825万1,343円、執行率は95.9%、不用額が77万4,657円、歳入歳出差引残額が240万8,633円、実質収支額も同様でございます。

続きまして、141ページ、特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が11億9,674万2,762円、収入率99.9%、収入未済額が57万9,224円となっております。次のページになりますが、支出済額の合計が10億5,968万7,280円で、執行率は94.4%でございます。翌年度繰越額が2,115万3,000円で、不用額が4,123万6,720円でございます。歳入歳出差引残額が1億3,705万5,482円、実質収支額も同様でございます。

続きまして、149ページ、介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計でございます。4億8,524万4,282円、収入率99.9%、収入未済額が60万5,141円となっております。次のページとなりますが、歳出合計の支出済額でございます。4億5,104万7,825円で、執行率は98.3%、不用額が799万9,175円でございます。歳入歳出差引残額が3,419万6,457円で、実質収支額も同様でございます。

続きまして、156ページ、居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が1,070万8,501円、収入率は100%となっております。支出済額の合計が950万1,104円で、執行率95.5%、不用額が44万3,896円でございます。歳入歳出差引残額が120万7,397円で、実質収支額も同様でございます。

161ページ、指定通所介護事業特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が1億813万8,962円、収入率は100%でございます。次のページとなりまして、支出済額の合計でございます。7,149万146円、執行率は95.1%、不用額が367万6,854円でございます。歳入歳出差引残額が3,664万8,816円で、実質収支額も同様でございます。

続きまして、168ページ、障害者支援施設特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計で

ございます。4億108万7,871円、収入率は100%でございます。支出済額の合計でございますが、2億3,719万7,055円で、執行率は90.1%、不用額は2,598万4,945円でございます。歳入歳出差引残額が1億6,389万816円で、実質収支額も同様でございます。

173ページ、市営温泉施設特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が8億1,856万3,861円、収入率99.9%、収入未済額が1,510円となっております。次のページになりますが、支出済額の合計が7億6,143万8,171円で、執行率は93.3%、翌年度繰越額が195万3,000円、不用額が5,277万5,829円でございます。歳入歳出差引残額が5,712万5,690円、実質収支額も同様でございます。

181ページ、土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が2億9,739万3,938円、収入率92.8%、不納欠損額が5万9,460円、収入未済額が2,303万9,922円となっております。次のページでございますが、支出済額の合計が2億769万8,486円、執行率は60.7%、翌年度繰越額が1億3,034万円です。不用額が406万3,514円でございます。歳入歳出差引残額が8,969万5,452円、翌年度への繰越財源2,152万2,000円を引きました実質収支額が6,817万4,000円でございます。

続きまして、188ページ、前郷墓園造成事業特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が3,234万8,010円です。収入率100%、支出済額の合計が905万8,350円でございます。執行率が99.9%、不用額が650円でございます。歳入歳出差引残額2,328万9,660円で、実質収支額も同額でございます。

続きまして、193ページ、下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が32億6,948万9,916円、収入率96.5%、不納欠損額が108万9,546円で、収入未済額が1億1,815万344円となっております。次のページにまいりまして、支出済額の合計でございます。31億7,950万5,799円、執行率95.7%、翌年度繰越額が1億210万円で、不用額が4,167万4,201円でございます。歳入歳出差引残額が8,998万4,117円、翌年度への繰越財源465万円を引いた実質収支額が8,533万4,000円となっております。

続きまして、201ページ、集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が4億1,361万1,390円、収入率98.8%、不納欠損額が16万647円で、収入未済額が489万3,483円となっております。次のページにまいりまして、支出済額の合計でございます。4億292万4,505円で、執行率98.3%、不用額が680万5,495円でございます。歳入歳出差引残額が1,068万6,885円、実質収支額も同様でございます。

続きまして、210ページ、浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が7,359万328円、収入率99.6%、収入未済額が31万6,550円、支出済額の合計が5,193万327円、執行率97%、不用額が160万8,673円でございます。差引残額が2,166万1円で、実質収支額も同額でございます。

224ページ、横手町四町財産区特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が354万5,484円、収入率が100%でございます。支出済額の合計が317万5,000円で、執行率は89.6%、不用額は37万円でございます。差引残額37万484円で、実質収支額も同額となっております。

232ページ、堺町財産区特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が117万747円、収入率

100%でございます。支出済額の合計も同額ございまして、執行率が64.6%、不用額が64万2,253円でございます。差し引きゼロでございます。実質収支額もゼロ円でございます。

240ページ、横手地域財産管理特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が2万4,977円で、収入率100%となっております。支出済額はございません。歳入歳出差引残額が2万4,977円で、実質収支額も同額でございます。

続きまして、248ページ、前郷地区特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が216万9,342円、収入率100%となっております。支出済額の合計が193万5,999円、執行率48.8%、不用額が203万5,001円でございます。差引残額が23万3,343円、実質収支額も同額となっております。

256ページ、西成瀬財産区特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が366万9,436円、収入率は100%です。支出済額の合計が295万1,007円で、執行率91.5%、不用額が27万3,993円でございます。差引残額が71万8,429円、実質収支額も同額となっております。

続きまして、264ページ、醍醐財産区特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が92万5,151円、収入率は100%でございます。支出済額の合計が27万8,910円、執行率48%、不用額が30万2,090円でございます。歳入歳出差引残額が64万6,241円、実質収支額も同様でございます。

272ページ、里見財産区特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が900万2,795円、収入率100%でございます。支出済額の合計が59万8,441円、執行率49.9%、不用額60万1,559円、歳入歳出差引残額が840万4,354円、実質収支額も同様でございます。

続きまして、280ページ、福地財産区特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が47万3,447円、収入率100%でございます。支出済額の合計が24万4,595円、執行率66.1%、不用額が12万5,405円でございます。差引残額が22万8,852円、実質収支額も同額でございます。

288ページ、館合財産区特別会計歳入歳出決算でございます。収入済額の合計が391万2,821円、収入率100%でございます。支出済額の合計が116万1,353円、執行率72.6%、不用額が43万8,647円でございます。歳入歳出差引残額275万1,468円、実質収支額も同額となっております。

以上、各会計の歳入歳出の詳細につきましては、それぞれの事項別明細書、また財産に関する調書及び基金運用状況報告書は、216ページ以降に記載しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

雑駁な説明でございましたが、以上で平成20年度の一般会計並びに25の特別会計の決算説明を終わります。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○石山米男 議長 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。11番土田議員。

○11番（土田祐輝議員） 主要な施策の成果を説明する書類の中で、3款の2項にあります児童扶養手当給付事業、これと、もう一枚めぐりまして次のページ、児童手当給付事業、内容を見ますと、片方は父と生計を同じくしない児童に支給すると書いていますけれども、この違いを、ちょっと若干説明をいただきたいなと思っております。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま質問のありました、16ページの3款2項1目にあります児童扶養手当給付事業と、それから本書の17ページの児童手当の関係ということでございます。先に児童手当のほうをお話し申し上げますが、これは児童を養育するというので、ゼロ歳児から12歳までの子供たちに月額、第1子から第3子の構成があるわけでありまして、それぞれ手当を支給しておるものでございます。

それから、前に戻りまして12ページの児童扶養手当の給付のほうでございますが、これはいろいろな家庭の事情によりまして、父と生計を同じくできない方々、そういった方々のものでございまして、これらにつきましても、それぞれ2つとも所得制限等で一部減額等が行われるというふうな状況になってございます。

以上であります。

○石山米男 議長 11番。

○11番（土田祐輝議員） 何だか説明を聞いていて、わかるような、わからないような、中途半端な心境であります。私は基本的に伺いたいのは、何で父親がいる、いないによって給付額がこう変わってくるかと、その点であります。今、男女共同参画社会、非常に大きな声で叫ばれておりますし、日本に限らず世界の潮流になっていると思うんです。そして、男女の性差によって、仕事も、つけない仕事とか、つける仕事とか、そういう差別もなくなってきているんです。にもかかわらず、父親がいる、いないによって、給付がもらえる、もらえない、この差というのは何か時代に逆行しているのではないのかな、そういう疑問であります。この点について、多分、国の法律にのっとって支給する、そういう答弁が来るかと思えますけれども、当局の見解をひとつお知らせいただきたい。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 実情的には、確かに父親のいない家庭、それから母子家庭であります。それから逆のケース等々があるわけございまして、それぞれ双方に救済措置がなされております。ただ、これまでの生活の状況の中で見ますと、どうしても母子家庭の場合の生計の成り立ちについて、非常に収入減が見られるというふうなことでの重きというふうなことが現実的にあるわけございまして、制度的に、そうしたことで区分されておるといふふうな状況でございます。

ご指摘のとおり、国の制度的なもので進められておる事業でございまして、この部分につきましては、やはりどうしても、その決められた制度設計の中で、それぞれ手当てしていくという考え方でございます。

以上であります。

○石山米男 議長 11番。

○11番（土田祐輝議員） 国の政策、国の法律で決まっているといえ、これ以上、我々がこの場で議論する立場にないんですけれども、やっぱりおかしいと思うのは、声高に叫んで、法律でも改正するよ



うな、やはりそういうアクション、動き、動かすべきだと思うんですよ。政権もかわりましたんで、どんだん風通しもよくなっているように思いますので、ぜひ国にもその点について働きかけていただきたい。さらには、サンハイム含めて、結構、母子家庭のさまざまな求人業が多いんですね。だから、その不公平さ、この格差をぜひ、私は当局においても、市単独の事業で盛るなり検討するなりして、ぜひご配慮いただきたいと思います。

以上です。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 今、議員からのご要望の件につきましては、十分に精査をしてみたいというふうに思っておりますし、また、それぞれ市単独での、育児あるいは乳児に対する支援等がそれぞれ行われてございますので、そういったものも含めて、トータル的に新政権の中では子供手当の支給が予定されておるわけでありまして、県の動向の、県がかかわる健やか子育て支援事業の関係、そういったものも十分に動向を踏まえたところで、横手市の施策を展開することを考えてみたいというように思います。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

---

#### ◎決算特別委員会の設置、委員選任、委員会付託

○石山米男 議長 お諮りいたします。

平成20年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定について外25件については、29人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本決算は29人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり、29人を議長が指名いたします。

---

#### ◎議案第156号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第35、議案第156号平成21年度横手市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第156号平成21年度横手市一般会計補正予算（第

9号)についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、総額にそれぞれ425万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を504億6,672万7,000円に定めようとするものでございます。

内容につきまして、5ページのほうをお願いします。

まず歳出であります。13款諸支出金、3項1目諸費に、事故補てん金として425万6,000円を計上しております。本年1月に発覚しました元市職員による市税等の横領事件につきまして、9月1日付で監査委員の監査結果による横領額が確定したことによる市県民税、軽自動車税、固定資産税などについて、元職員から事故弁償金で今現在未納扱いになっている本税等を補てんしようとするものでございます。

歳入では、20款諸収入、5項2目弁償金に、事故弁償金として同額を計上しております。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。29番高橋議員。

○29番(高橋勝義議員) 事故弁償金ということになっていきますけれども、例えばこれが入ってこない場合、どういう扱いになるのか、まず第1点。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 今、賠償命令をしていますが、賠償命令を出した後の手続的なものは、入ってこなければ督促状を出して催告していくということになります。その繰り返しだけでは、税と同じで、5年間で消滅事項にかわるというふうな内容になります。法律的にはそういうことであります。

入るか入らないかというのは、今の段階ではわからないわけですが、本人の状況などを見ればかなり厳しいところもありますので、今後、彼の状況も見ながら、どのようにして実質的にこれを埋め合わせするといいますか、そういうふうなことをしていかなければならないかというのを考えていきたいというふうに思います。

ただ、今のところは、現在もまだ、非常に複雑な内容になっておりまして、調査を続行しておりまして、警察のほうとも告発に向けて協議をしながら、全容をしっかりとつかまえて、その上で本人の状況も見ながら、実質的な埋め合わせについてはどのようにするのがいいかというのを、法律的にもいろいろご相談しながら進めていきたいというふうに思います。その過程では、皆さんにもいろいろご報告をしながら、ご相談しながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○石山米男 議長 29番。

○29番(高橋勝義議員) 確認のためなんですけれども、例えば提訴でも控訴でもいいんですが、した場合、例えば民事で5年間かかる。では、5年間かかったら、いわゆる市の不納欠損金ということで、これが税から免除されるということになるわけなんですけれども、5年かかれば不納欠損金になると。だったら、今から5年かかるかもしれないという場合を考えれば、実に、何とかな、完全に穴がいたお金ですから、金庫からないんですから、その穴埋めについては、その取り扱いについては、実に不安全とか不完全とか、そういうふうに思われますが。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 内容はおっしゃるとおりです。法律的に、あるいは手続的に、こうしかとれませんよというふうにしていけば、我々が知る限りでは、今のままでは恐らく穴があく可能性が高いというふうに思っています。ですから、先ほど申し上げましたとおり、実質的に穴をあけないような方法について、さまざまな点から検討して、何とかその方法を見つけだしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。8番。

○8番（鈴木勝雄議員） ただいまの質問と類似しますけれども、そういう穴があくということと、調査をしていても複雑だということをおっしゃっていますけれども、この事件が発覚してから数カ月たっても、今でも先ほども10月6日付で、こういうように発覚したというものが出てくる。どういう調査体系で、こういうようにぞろぞろ出てくるのか。完全な調査に入っていないというふうに認識せざるを得ないわけですよね。きちんと調査、精査したならば、1回の場合で、それこそ1カ月、2カ月でも、できるというのが、やはり行政の仕事だと思うんですよ。この調査が、今こういうふうに議案にも出て、これがどうなるかわからないという矢先に、またこういうのが88万円も出てくると。そして、これでもまだ、これで終わりだというように断言できる状況にもないというような、総務部長の話の内容だと。すると、次発覚して刑事告発とかなんとか言っても、またこの先何年かかる、それこそ1年もかかって告発に入るのか、そういう見通しも立たない状況では、全くずさんなやり方だと思うんですよ。

その点のところ、やはり調査の仕方をきちんとするというのと、やはり関係所管の責任で何とか穴埋めをしていくとかいうような方法も考えながらやっていかなければ、大変なことだと。このままだと完全に穴になるというのは、もう見え見えだと思うんですよ。その辺のところの責任をとるのは、税務なのか総務なのか、それとも監査の仕方が悪くてこういうふう延びているのか。どこに責任の度合いがあるか、明確に出てこないわけですよ。複雑だといっても、どういう調査をしているのかも、我々から見えないし、もちろん私は初めてですので、その点のところも、もう少しきちんとしたあれをしてもらわないと、全くいいかげんで税金を捨てるようなもんだから、その点ひとつご答弁願います。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 本当に申しわけありません。ただ、調査の現実的には、その抜かれたものがどれだかというものが、我々のところであるものでは把握できないんです。今、調査のやり方としては、その未納になっている、入っているものは抜かれていないということを前提に、未納になっている人に督促状とか催告状を送って、納めた方がいないかという調査を何回かにわたってやっています。税を納めた方から、おれは納めているのに督促状が来たよ、あるいは催告状が来たよというふうになれば、そこでわかるという状況です。

起こったのは増田地域局でしたので、実はその増田地域の未納の世帯を全部、職員が一つ一つ回って領収証をお借りして、突き合わせをしながら進めてきました。今回の10月6日の件は、実は増田地域局

に納めに行った人は、ほとんどは増田地域の方ですが、たまたま通りすがりのところで、どこの地域局にも納めることができるという、合併してそういうふうになったという、他市町村に住む方が増田地域局に納めに行った。それ出していたんですけども、その方はどうせ納めたんだから、いや、こんなものはというふうなことだったと思いますが、何回か出しているうちに、いや、おかしいなと思って、私には領収書がありますよというふうに来られて、その結果でまずわかりました。それで、その後も何回か未納の方々に催告状を送って、私は納めていますという人を探す作業をするしか調査の方法がない。

自分が人のものを抜いて、前に抜いたものに入れたというやつは、領収書を借りてきたものと、実際に市に入ったものとの日にちの違いを見れば、そういうのは埋め合わせをしたものだなということがわかりますので、そういう調査をしております。現実には、市だけでの調査ではとても無理ですので、住民の皆さんに催告状を送って、間違いなく納めていないかどうかの確認作業をずっと続けております。ですから、もしもそのことに気づかないで黙っている人がいれば、未納扱いになっている方もいるし、気づくのが遅くなれば、また後から出てくるという可能性もありますので、今年度いっぱいはそのをずっと続けていきたいというふうに思っています。調査の方法としては、それしかやりようがない。

それから警察のほうでありますけれども、警察のほうでも、全体の項目数でいけば200を超える項目数でありまして、それらを、本当かどうかというものの確認を、すべてしなければならぬようでありまして、警察のほうも、過去に県内のほかの市で税金の徴収員が抜き取ったというのは、本当に抜き取っただけですぐわかるという状態だったんですけども、こちらのほうのものは、埋め合わせをしたり、あるいは督促状を出させないような手続をしたり、さまざまなことがございまして遅れておりますが、警察のほうとも、きのう、おとといもお話しをしてきましたが、まず我々が調査した額の範囲内で、その額まで到達するかどうかわかりませんが、できるだけ早目に告発していくということで、いろいろ教えていただいておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

---

#### ◎一般会計予算特別委員会の設置、委員選任、委員会付託

○石山米男 議長 お諮りいたします。

平成21年度横手市一般会計補正予算（第9号）は、30人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本補正予算は30人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議員全員の30人を議長が指名いたします。

---

◎議案第157号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 もう少し頑張ってください。

日程第36、議案第157号平成21年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第157号平成21年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、総額に331万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を113億632万7,000円に定めようとするものでございます。

内容につきまして、5ページのほうをお願いします。歳出で11款諸支出金、諸費に事故補てん金として331万9,000円を計上しております。一方、歳入では、11款諸収入に、弁償金に事故弁償金として同額を計上しております。

本案もさきの議案第156号と同様に、横領に関する補正でございます。

よろしくをお願いします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第158号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第37、議案第158号平成21年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第158号平成21年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案も同様な横領事件にかかわる補正予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、総額に8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を80億1,895万円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、5ページでございます。5款諸支出金の諸費に事故補てん金として8,000円。歳入では、11款諸収入、事故弁償金として同額を計上しております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○石山米男 議長 これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明11月12日から11月18日までの7日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明11月12日から11月18日までの7日を休会することに決定いたしました。

11月19日は一般会計予算特別委員会終了後、本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時13分 散会

